

金城大学生との議会報告で寄せられた意見について（令和4年9月分）

（テーマ）

- ・若者（自分達）がまちづくり（政治）に興味を持つためには
- ・どうなれば（どうすれば）若者（自分達）は投票（選挙）に行くか

No	議会報告会での大学生からの主な意見	常任委員会での協議内容
1	インターネット（スマホ）で投票できたらよい。	オンライン投票につきましては、なりすまし投票への対策、二重投票の防止策、情報管理の徹底、信頼性の確保のための改ざん防止策、システムトラブル時の対応、パソコンやスマホの扱いに不慣れな方たちへのフォローといった大きな課題が幾つもあります。これらが全てクリアされ実現されれば、有権者の利便性のみならず、執行側としても大変事務の効率化等につながると思いますが、実際の問題としては、まだまだ先のことではないかと思っています。
2	特典をつけたらいいのでは。	投票することに対して直接的なメリットを求めるということ、物的なメリットを提供する見返りに投票に行ってくださいということは、投票の本来の趣旨とは異なるものと考えています。特典をつけるということは現在のところ考えておりません。投票済証明書の発行、選挙割は本市では行なっておりませんが、投票率の向上という一つの取組ではあるということで、今後とも調査研究は行なっていこうとは思っております。
3	SNSを活用したらいいのでは。	啓発面ではSNSを利用した選挙活動が認められており、LINEやフェイスブックでも選挙啓発を行っています。 また候補者側の選挙運動としては、選挙当日は更新できませんが、告示日から選挙期日の前日まではSNSを活用した選挙運動は可能です。

4	不在者投票をもっと簡単にできればよい。	期日前投票は入場券の裏面の宣誓書を記載していただかなければなりません が、それ以外は当日と変わりなく投票 できるので、難しいことはないと思いま す。不在者投票は確かに事務が煩雑で すが、マイナンバーカードをお持ちの 方につきましては、少し手続きが簡単 になります。
5	小学校・中学・高校から政治教育を行って政治について知る機会をつくってほしい。	小学校6年生の社会科、中学校の公民 で政治教育を行っています。また、日 頃から政治や経済について興味や関心 を持つ機会を増やすよう、デジタル新 聞を各小学校が閲覧できるよう今年度 全校に導入いたしました。
6	主権者教育を充実させてはどうか。	主権者教育において重要な役割を担う 社会科では、これまでも公共施設の整 備、財政や税、社会保障や雇用、金融 などについて、小学校6年生より中 学校3年生まで、国の政治の仕組みに ついて学習を重ねています。また、市 としても中学生による子ども会議を開 催し、主権者教育の充実を図ってい るところです。

常任委員会での協議内容（美川支所区長会連絡会 令和4年9月分）

No	議会報告会での市民からの主な意見	議会報告会での担当班の回答	常任委員会での協議内容
1	水害の避難所を開設したのはいいが、連絡体制がはっきりしておらず、派遣される市職員も何をしていいか分かっていない。また、危機管理課職員に防災士の資格を取得してもらうことや、短期間で代わるのではなく、長期間経験を積んだ方が必要では。	市職員が何をしたいか分からないというのは問題なので、今後、議会のほうでも検証していかなければならないと考えている。まちづくり協議会で自主防災組織をつくる願いもしているので、市との連絡体制をもって災害が起きたときにどう対応するか事前に準備ができているといいと思う。危機管理課職員は警報が出たらずっと対応することになる。大事な部署なので、増員もしていかないといけないと感じている。	災害発生後の8月末に避難所の開設に携わる地区支部職員を対象とした座学訓練を実施しましたが、連絡体制も含めて、さらなる周知を図りたいと考えています。なお、マニュアルでは避難所が開設された際、市職員や施設管理者のみならず、地元の町内会や自主防災組織、防災士の方々と協力して避難所の運営に当たるとなっていることから、避難所運営マニュアルを各町内会長にもお配りし、災害時の対応、避難所に対する理解を事前に深めていただけるよう取り組みたいと考えています。 危機管理課職員9名のうち1人は令和2年度に既に防災士の資格を取得しており、もう1人につきましても先週末に資格取得のための講座を受講しています。 異動に当たっては、専門的知識をもって、経験のある職員がその部署で中心的な役割を担うことも大切でありますので、バランスを取りながら適材適所を念頭に努めていきたいと思っています。

2	土のうをお願いしたが、ないということだった。土のうを町会で用意した場合の補助はあるのか。	行政は建設業協会等と協力して準備しないといけないし、個数についても検証しないとけない。土のうの準備を町会でする場合は、土のう袋は無料で配るべきだが、土を詰めて管理をするということは町会にお願いすることになると思う。	本市では町内会や自主防災組織を対象とした消防施設設置補助事業を実施していきまして、消防や防災の用に供する施設・資機材の購入、設置に要する経費について補助を行っています。土のうにつきましても補助の対象となりまして、完成品、袋のみ、袋と砂をセットで購入していただいても、その対象となります。なお、補助金の額につきましては、補助対象経費の2分の1以内で、限度額は1組織1年度当たり25万円となっています。
3	鹿島町では企業と防災協定を結んでおり、毎年防災訓練を行っている。蝶屋小学校が避難場所になっているが、状況によっては避難場所に行けなくなることも考えられるので今後の課題になっている。	場合によっては、水平避難をあきらめて垂直避難などで対応するしかない。	災害発生時には必ず避難所に行かなければならないわけではありません。自宅で安全が確保できる場合は2階への垂直避難を、また近くの親戚や知り合いの家など、避難所以外の安全な場所へ避難することも有効です。コロナ禍におきまして、避難所が密になることによる感染症拡大の二次被害を防ぐためにも、状況に応じた分散避難は大切であると考えています。避難所のあり方、避難の方法や考え方、有事の際に市民の皆様が取るべき方法につきまして、今後さらなる周知を図ってまいりたいと考えています。

4	アプリコットパークは都市公園になったが、東屋もなく以前と何も変わっていない。	東屋がないということは要望していても らえばよい。	アプリコットパークの件につきまして御報告いたします。アプリコットパークにつきましては、令和2年3月31日に市民公園から都市公園に変更している公園になります。この公園については、美川支所総務課で管理を行っており、東屋等の休憩施設の設置は現在、協議調整を行っています。
5	以前は転入時に町内会長に名簿が届いたが、今は本人の同意がないと町内会に連絡がこない。民生委員の安否確認にも支障があるので、円滑にできる方法がないか。	町内会と行政との連携についても、柔軟にできないかと思う。	本市に転入された方については、市民課の窓口において、対象となる町内会から連絡することに同意を頂けた方に限り、情報を各町内会長へお知らせすることにしております。個人情報保護法によりまして、あくまで同意を頂いた方のみを連絡するという事なので、転入者全てを提供しているわけではありません。市では毎年秋に高齢者世帯等の実態調査を実施し、転入者を含めて民生委員による実態把握訪問を行っています。そうしたことから、転入者に関してタイムラグはありますが、1年に1回は確実に民生委員がその把握に努めているという状況です。

6	道路（西米光地内）の緑樹帯の剪定基準はどうなっているのか。	予算をつけてあるので、場所を指定してもらえば対応してもらえと思う。	美川地区西米光地内の緑樹帯の剪定基準についての御意見ですが、路線については、J A 白山蝶屋支店付近の西米光交差点から、美川消防署付近の美川インター東交差点までの市道美川松本線の植樹帯です。この路線の剪定基準については特に設けておりませんが、剪定については8月9日に美川地域の建設業団体及び市職員によるボランティア活動の一環で低木の剪定を行いました。また市においても必要に応じて剪定作業を実施しています。
7	美川3地区では、避難指示が出ていないのに緊急安全確保になり何をしたいか分からない。以前は防災行政無線でどの地区が浸水している等が分かったが、最近のシステムになってから分からない。美川にも川がたくさんあるので、地区の細かい災害状況について支所から情報が出ないか。	市のハザードマップで浸水想定区域は分かっているので、ハザードマップを基に市から情報を出すことは大事なことです。	当日は、本庁職員、美川支所職員も通常業務にも対応しながら、美川管内の被害箇所の確認や避難所開設などの対応も行なっていました。支所の職員数も限られており、市民の皆様に対し詳細な情報の提供が困難な状況ではありましたが、この御意見に対しましては今後の課題として受け止め、支所等とも協議したいと考えております。
8	8月4日の水害で町内（湊町3区）に借家で1軒床上浸水したところがあり、住めない状況になっている。市はどういった対応をしてくれるのか。	国から助成関係の話がくると思われるが、現状は土木課等が情報収集に当たっており、手一杯の状態だ。	住宅の応急修理にかかる費用に対する支援については、災害救助法の適用により、罹災証明申請後の判定が半壊以上もしくは準半壊以上となった場合に、その費用の一部について支援が受けられることになります。

9	ハザードマップの関係で、冠水したところの一部は排水が効かないなど、維持管理が不十分だった。蝶屋地区でも排水が追い付かず、床下浸水があった。湊地区は従来からお願ひしており、ようやく予算がついたところであり、早急な取組をお願いしたい。		洪水ハザードマップの更新についてですが、現在、県管理の平瀬川や堂尻川をはじめとする中小河川の浸水想定区域図の作成に着手しています。今後については、さらに詳細な浸水想定区域の公表が可能となりますので、これらの情報にも注視いただきたいと考えております。湊地区の西川、熊田川改修事業につきましては、現在、国が樋門整備に着手しており、県では西川の拡幅整備を同時に進めています。市としましても、引き続き国、県に対し事業のさらなる進捗を要望していきたいと考えています。
10	湊小学校で校務士をしている。湊小学校体育館は避難場所になっているが、避難所の環境が劣悪だ。空調がなく、窓を開けて送風機を使用している。20人程度避難していたが、大変だったと思う。避難所に指定された体育館に過ごしやすい環境を確保してほしい。	大きな体育施設から順次整備していくことになる。	現在、市が締結している災害協定の中に避難所で活用できる冷暖房機器を提供いただく物資供給の協定があります。そこで緊急時には、協定に基づき支援を要請したいというふうな考え方をしておりますので、今後は避難所を開設し、寒さ暑さをしのぐためには、こういう災害協定先の業者から冷暖房機器を導入していただくという形になるのではないかと考えております。
11	床下浸水があり、補助金があれば直せるが、何とかならないか。	台風等でビニールハウスが飛んだということについては、補償が出るが、水害の場合の補償はこれからの課題だ。	災害救助法の適用による住宅への支援については、床上か床下かというものではなく、住宅の損壊程度により判断がなされます。まずは罹災証明を申請していただき、調査の上、半壊以上もしくは準半壊以上となった場合には適切に対応していきたいと考えています。

12	町の高齢化が進んでおり、一人暮らしが多く買い物が不便だ。めぐーで移動するのも一日がかりだ。今後は路線の拡大はあるのか。	・交通弱者の足の確保は大事だという考えは持っており、今年から土曜日の運行もスタートさせている。路線を増やすということについては、現実的には予算や運転手の確保が難しく、長年の懸案事項だ。 ・本市は面積が広く、めぐーの対応も厳しい。議会でも町内ごとに小さなバスを準備して必要なときに少人数で使うという案も出している。	美川地域のめぐーにつきましては、美川地域から松任地域への移動をメインに、蓮池・鹿島方面、井関・蝶屋小学校方面、蝶屋・末正方面、それぞれ経由いたします3路線で運行しています。美川地域はめぐー以外にもJR北陸本線も御利用いただけますので、交通の便はよいほうだと思っています。今後、利用状況の変化に応じルートダイヤを見直しながら継続的に運行することといたしております。
13	高齢者が増えており（美川北町東）、福祉協力員、民生委員児童委員、地域包括支援センター、町会の4つにそれぞれ相談することがある。連携の仕方をよく分かっていないが、端的に相談できるような方法があるのか。	・民生委員児童委員と地域包括支援センターとの連携は大切だ。福祉協力員、民生委員児童委員が対等な立場で連携を取っている地域もある。どこかに言えばすぐつながるような連携は大切だ。そこをモデルにいただき、美川地域でもそういった取組をされたらよいと思う。 ・民生委員児童委員協議会でいろいろな研修を行っており、こうした具体的な課題についても耳に入っていると思う。個人レベルではなく、市のシステムとして対応を取るべきだと考える。	高齢者の総合的な相談窓口として市内を7つの圏域に分けて、それぞれに地域包括支援センターを設置しています。高齢者の問題については、まずは地域包括支援センターへ御相談していただき、ケースによっては地元の町内会、担当の民生委員や福祉協力員につなぐことになると考えています。場合によっては、民生委員や福祉協力員から地域包括支援センターへつなぐということも想定され、今後の対応について協議が必要となった場合には、行政、地域包括支援センター、町内会、民生委員、福祉協力員等で地域ケア会議を開催し、情報の共有や対応方針の確認を行っています。

14	町内の各班長が福祉協力員を担っている。人材不足で民生委員児童委員の負担も増えている。班長を主体とした連携を取ればスムーズにいくのではないか。	なり手が見つからないというそれぞれの地域の御苦勞をお聞きしている。高齢化に対応した仕組みづくりは待ったなしの状況だ。議会としても大きな課題として捉えており、今回の御意見を生かしていきたい。	福祉協力員は各町内会から御推薦をいただき、市長と市社会福祉協議会長から委嘱しています。福祉協力員の選出方法については、各町内会の事情により異なると思いますが、各班長が福祉協力員となることでスムーズに連携されているという事例も聞いています。こうした事例は把握していますが、民生委員がたくさんいるために福祉協力員は選ばないという地域もあります。市としては、いろいろな事情がある中でも、福祉協力員と民生委員がそれぞれいることによって、福祉に理解のある方が増えることで、地域福祉がますます広がりを持っていくと考えており、継続して福祉協力員の選出についてもお願いしていく考え方です。
15①	地域コミュニティが蝶屋、湊、美川で発足しているが、認知度は高くない。美川地区は安全安心部、健康福祉部、生涯学習部、みかわ賑わい部があるが、個人情報保護法によって、家族構成といった名簿の整理が課題。名簿の整備が進めば、3校下のまちづくり組織が一体化して、大きくまとまった行事ができるのでは。	横のつながりや市民レベルでの連携について、美川地域では先進的に進めていただいている。そういったことを広めていく必要があると考えている。	蝶屋地区においては、任意ですが独自に家族名簿を作成されている町内会があり、今後蝶屋地区全域において作成することを検討していると聞いています。これから協働のまちづくりに取り組む地域コミュニティ組織において、町内会長や民生委員、関係機関が連携・協力し、安全安心で住みよい街を実現していく活動を進めていただきたいと考えています。
15②	蝶屋地区では、町会全員を対象に任意提出で家族名簿を作成した。民生委員児童委員がもっているが、その情報は出せないとのことだ。災害時の救助において必要なので、蝶屋地区においても家族名簿の取扱いについて検討中だ。		

16	美川校下は少子高齢化が進んでおり、空き家も増えている。昔の区画整理のため、土地が狭く、若い人は郊外へ行ってしまう。若い人が住めるような助成金があるとよい。	区画整理については、美川地区は少ないが、鶴来地域の部入道で約500世帯の区画整理事業が始まった。造成さえすれば、美川地区でも売れ行きは良いと聞いている。農地を守るという観点から市街化転用が難しく、マスタープランの変更は10年後であり、また新たなまちづくりの提案をしていただければよい。住宅を建てる際の助成金があるので利用してほしい。	45歳未満で新築住宅の建築又は購入を対象とした若年層定住促進奨励金や、アパート等に住んでいる新婚夫婦を対象とした新婚夫婦賃貸住宅家賃助成金という制度があります。また、中古住宅を購入する場合を対象とした、中古住宅購入事業補助金があります。そのほかに空き家を登録し紹介する制度として、空き家バンク制度があります。助成金などの詳細につきましては、定住支援課に相談していただきたいと思います。
17	美川の街中の道路はひび割れだらけになっており、何とかしていただける計画はあるのか。	ひび割れ等の道路補修については、町会長から土木課へ要望書を出していただきたい。	美川地域の道路のひび割れ補修の改修計画についての御意見ですが、市では職員による道路パトロールを実施し、道路損傷箇所の把握に努めておりますが、町内会より具体的な破損・損傷箇所の要望を頂ければ、現地を確認し、市内全域において道路面の損傷が激しく危険な箇所より計画的に、舗装の修繕・改修事業を実施しております。